

令和7年度第1回史跡小田原城跡調査・整備委員会

日時 令和7年(2025年)7月28日(月)午後1時30分～

場所 小田原市観光交流センター イベントスペース

主席者

委員：小沢委員長、宮内副委員長、浅倉委員、小和田委員、栗岡委員、佐藤委員、杉本委員、
福井委員、宮里委員、村木委員、望月委員

事務局：大木文化部長、湯浅文化部副部長、小林文化財課長、長谷川副課長、
鈴木(悟)副課長、佐々木副課長、中村主査、三浦主査、伊藤(千)主査、
伊藤(聡)主任、鈴木(雅)小田原城総合管理事務所長、押田副所長、岡副所長、
相田係長、鈴木(元)みどり公園課公園係長

オブザーバー：神奈川県文化遺産課 萩原主事、
文化財保存計画協会 佐藤特任主任研究員、山田研究員

議事

(委員長・副委員長の選出)

事務局：次に委員長、副委員長の選出を行う。委員長、副委員長の選出については、史跡小田原城跡調査・整備委員会規則第5条第1項の規定により、委員の互選により定めることになっている。また、同規則第7条第1項では、委員長が議長を務めることとなっているが、委員長選出までは、私が進行させていただく。委員長、副委員長の選出について、委員から意見はあるか。

委員：事務局が委員長、副委員長の案を考えてくださっているようなので、私としては事務局の提案を議論していただいて決めていただければと思っているが、いかがか。

事務局：ただいま委員から、事務局案があればという発言があった。委員の皆様いかがか。

(異議なし)

事務局：異議が無いようなので、事務局案としては、委員長には小沢委員、副委員長には宮内委員ということで提案させていただく。

(異議なし)

事務局：それでは、小沢委員長、宮内副委員長、よろしく申し上げます。

(会議の公開について)

事務局：この会議は公開とさせていただき、議事録も公開の対象である。議事録は事務局でとりまとめたあと、各委員にご確認いただき確定稿とする。

傍聴人の撮影録音は、前回までは撮影は最初のみ、メモをとるかわりの録音は構わない。また現地視察の際は視察に支障のない範囲とさせていただいた。撮影録音の許可申請について本日はどうするのか決めていただきたい。

委員 長：撮影録音は前回と同様で良いと思うが、皆さんどう思うか。
(異議なし)

委員 長：異議がないので前回と同様とする。今日は傍聴人がいないので、このまま議事に入らせていただく。

(議事)

委員 長：今日は報告事項だけなので、議題1の報告事項ア、令和6年度の事業について事務局から報告をお願いします。

事務局：それでは私から(1)報告事項 ア令和6年度事業について (ア)工事関連事業のうち文化財課所管分について報告させていただく。なお、資料1は史跡小田原城跡にかかる令和6年度中の各事業を地図上に落としたものである。他の資料と合わせてご覧いただければと思う。

資料2、史跡石垣山井戸曲輪石垣保全対策工事である。近年、史跡石垣山においては、石垣に危険な箇所が目立ってきており、崩落を防ぐ対策を講じる必要があったことから、これまでも順次安全対策工事を施工してきた。令和3年度からは、当委員会で審議頂いた工法により実施設計を行い、令和4年度から6年度の3か年をかけて、井戸曲輪における石垣保全工事を施工し完了したものである。

なお、この工事の施工のほか、史跡小田原城跡小峯御鐘ノ台南西、香林寺山西擁壁保全対策工事及び史跡石垣山南曲輪石垣保全対策工事について、それぞれ実施設計を行っているが、事業の概要についてはこの後 イ令和7年度事業について (ア)工事関連事業についての中で説明させていただく。文化財課所管分については以上である。

事務局：それでは私から、令和6年度事業について (ア)工事関連事業のうち小田原城総合管理事務所所管分について報告させていただく。資料3の1、小峯曲輪北堀法面復旧工事をご覧ください。工事個所については、1地図をご覧ください。こども遊園地の南側に位置する小峯曲輪北堀法面である。2事業概要については、令和4年9月の大雨の影響により法面が崩落したため、令和5年度第2回の本委員会で実施設計の内容について審議をさせていただき、承認をいただいた復旧方法により、崩落した法面に保護盛土を覆土し、植生マットを敷設した工事を実施した。参考に、審議いただいた資料を、資料3の2として添付した。この時にはA案、B案、C案と提案させていただき、A案の保護盛土プラス植生工を提案して承認を頂いている。資料3の1にお戻りください。3工

事内容については、法面工として、61.8立方メートルを法面に盛土し、その表面に植生シート敷設を105平方メートル、また法面上部には法面への雨水の流入を防ぐため、排水構造物を設置するとともに、管理用通路の復旧等を行い、令和7年3月に完成しました。4工事写真をご覧ください。施工前と施工後の写真である。現在では敷設した植生シートに芝が生い茂り、法面が安定している状況がご覧いただけるかと思う。以上で、小峯曲輪法面復旧工事についての説明を終わりにする。

委員長：ありがとうございます。今の（ア）工事関連事業について、ご意見ご質問などがあればお願いします。

委員：復旧工事であるが、崩落したときの原因は、表面水が流れてきたせいで崩れたのか、それとも地下水のほうから来たのかで復旧工のやり方が違うと思うが、この工法からすると表面から水が流れてきたので崩れたということでしょうか。

事務局：はい。

委員：資料2（石垣山）のほう、昨年も現地を見させていただいた。石垣の保全について様々な工夫していると思うが、その後、施工後の観測、動態観測などは今後も含めて検討しているのか。

事務局：石垣山に関しては、動態観測というほどではないが観光客が入る所なので現場を見て確認をしている。写真を撮っており、大幅な動きがあればわかる場所であるが、小さな初動の所でわからないところがあるのは確かである。また井戸曲輪に関しては、石が落ちないようにしている。固めているわけではないので、落下してそれ以上落ちない工法をとっている。下まで落ちなければ人的被害はないと考えている。今後、石垣カルテはまだ作成していないので、それを作成して、今後調査していく。委員にも指導していただきながらやっというところと思っているので、助言頂ければと思う。

委員：動態観測の機械を設置するというのが難しいようであれば、行かれた時にでも見ていただくというのは重要だと思うので、ぜひ継続していただければと思う。

委員：井戸曲輪の石垣だが、ワイヤーネット被覆工法で、見に来た人から違和感があるおかしきと言うような意見は無いか。

事務局：こちらには直接は届いていない。確かに黒いワイヤーで覆われているので、違和感があるのは確かであるが、安全第一に考えてそうしている。今の所、幸い観光客から違和感があり、見にくいというような意見は無い。

委員長：他にいかがか。

では（ア）を終わりにして、次の項目に行きたいと思う。

（イ）史跡公有地化事業についてお願いします。

事務局：それでは（イ）史跡の公有地化事業について報告させていただく。資料4をご

覧ください。令和6年度中は史跡小田原城跡用地取得事業として、市内城内及び谷津において、合計2か所の公有地化をしている。

委員 長：公有地化については、今年度の事業の中でも計画があるので、後ほど意見を頂いても大丈夫だが、よろしいか。

では、その他として（ウ）、文化財課のほうからよろしく願います。

事務局：それでは（ウ）その他のうち文化財課所管分について報告させていただく。資料5、史跡小田原城跡三の丸外郭新堀土塁の樹木伐採等についてとなる。令和6年度は文化財課が管理している新堀土塁のうち、城山四丁目地内における枯損や越境、並びに史跡の保護に悪影響を及ぼすおそれがある樹木について、伐採及び枝下ろし等の作業を行った。伐採の概要については資料に記載のとおり14本、ミズキ、サワラ、アラカシ、ナラ、カシ等を行っている。文化財課所管事業としてはこの他に、小田原市文化財調査報告書第217集として、史跡小田原城跡二の丸住吉堀修景整備事業報告、史跡小田原城跡住吉堀を本年3月に刊行している。また、百姓曲輪（城山二丁目地内）、及び総構二重外張（十字四丁目地内）の2か所について、昨年秋に史跡の追加指定第14次を受けている。文化財課所管分については以上である。

事務局：それでは、管理事務所所管分について報告させていただく。現在本市では、小田原城植栽管理短期計画に基づいて城址公園内の樹木管理を行っているが、令和6年度は危険木を含む落枝等の可能性がある樹木について、整枝剪定や伐採等を行ったものである。資料6、下段の表1、短期実施計画である。項目として左から事業年度、対象区域、整枝剪定樹木、伐採樹木の順番となっており、令和5、6年度の実績のうち6年度の剪定を白星で、伐採木を黒星で表した。位置については上段左の図、短期植栽計画区割図をご覧ください。令和6年度の実績として、本丸常盤木門横のサクラとイヌマキ、市指定天然記念物の銅門広場のビャクシン、常盤木坂中段左側のイヌマキの整枝剪定を行い、本丸北入口のサクラ2本と常盤木門横のクスノキ、二の丸と南曲輪、屏風岩のマツなど、合計9本の樹木伐採を行ったものである。次に右上の写真1、藤棚南側マツの作業前後の写真をご覧ください。対象のマツは市指定天然記念物「御感の藤」の南側にあり、藤棚の約半分を日陰にするという日照不足と、傾斜のための倒木の危険性があった。この伐採により、樹木倒木の危険がなくなるとともに、以前と比べ日当たりも格段によくなったので、今後の開花向上に期待しているところである。その他市指定天然記念物のビャクシン、イヌマキの整枝剪定などについても、樹木医の指導を受け、慎重に整枝剪定を行った。市民の方々からは、以前に比べ景観が良くなった旨の意見をいただいているが、イヌマキについては10年近く手を入れていなかったこともあり、もう少し切ったほうがよいのではとの意見も聞かれたが、樹勢なども考慮しながら、垂れ下がった枝

や枯れ枝の剪定を行ったものである。今後も本整備委員会の皆様や専門家による診断や指導等を通じ、計画的な植栽管理を行うものである。管理事務所所管分については以上である。

委員長：ありがとうございます。植栽管理に関する報告でしたが、今の報告についてご意見、ご質問はいかがか。

副委員長：昨年度、伐採を進めていただいたが、特に銅門広場のビャクシンと常盤木坂のイヌマキを昨年剪定して、今年初めての夏を迎えていると思うが、樹勢はその後いかがなものか。

事務局：ビャクシンについては、数年前に剪定しているが、やはりまとまりがないというか、あっちへこっちへと広がっていて、小田原城が見えない位置にあったので、それを整理して少しでも本丸広場のほうが見えるように。またイヌマキについては非常に目立つ位置にあるので、下がっているような枝を何本か切らせていただいて、それによって常盤木橋が少し視界に入るようになってきた。また、上の方に少し伸びた感があるが、それについては樹勢を引っ張っていく部分であるので、そこを切り詰めてしまえば、本丸広場の天守閣が多少見えるようになるが、樹勢を著しく抑えることになるので、その辺は剪定せずに、枯れ枝の部分もあったので、ここも数年手を入れていなかったとということもあり、そちらのほうを剪定してきれいにしたということである。

副委員長：城内にある木なので、整枝して整えていただくのは必要だと思うが、剪定後に今年になって枯れが目立ってきているということは特にないか。

事務局：剪定後のおかしいなというところはない。それから枯れ枝が出たということもない。

委員：景観の面と樹勢を危惧されていたが、もう一つこの暑い中で、城址公園に来ていただく皆さんが憩えるような木陰というのは必要であると思うので、その辺も配慮していただければと思う。

事務局：木陰に行くとした涼しいのは私も感じている。例えば3本立っていたら3本全部切るのではなく1本ずつ伐採するとか、そういった計画を立てながら伐採していくというふうに思っている。

委員長：やはり伐採することでお城の景観が良くなるという面もあると思うが、どうしても周囲の人から見るとサクラとかはかなり反対意見が出がちだと思うが、伐採したことに対して反対意見とかご意見は市のほうには来ていないか。

事務局：特にそういった意見は出ていない。また今回サクラの伐採が2本あるが、1つは倒木によるもので、台風で根っこから倒木したものに対して処理をしたものと、あとは電灯のすぐ近くに枝があるサクラが1本あり、だいたい古木になってきたということと、キノコなどが顕著に出ていたということもあり、その部分については伐採したということである。

委員長：他はいかがか。特になければ次に移らせていただく。

では引き続き、イ 令和7年度の事業について（ア）工事関連事業について、まずは文化財課からお願いします。

事務局：それでは（1）報告事項 イ 令和7年度事業について（ア）工事関連事業のうち文化財課所管分について報告申し上げます。なお資料7は史跡小田原城跡にかかる令和7年度中の各事業を地図上に落としたものである。他の資料と合わせてご覧いただければと思う。

資料8、史跡小田原城跡小峯御鐘の台南西 香林寺山西擁壁保全対策工事については、令和3年度に実施した点検により安全対策工事が必要であると判断したもので、当委員会で審議頂いた工法により実施設計を行い、今年度中の工事着工を目指し現在事務調整を進めているところである。

資料9、史跡石垣山南曲輪石垣安全対策工事については、令和5年4月に南曲輪において落石が発生したことから、安全対策工事が必要と判断したもので、当委員会で審議頂いた工法により、令和6年度に工事にかかる実施設計を行い、今年度中の工事完了を目指し、現在事務調整を進めているところである。

資料10、三の丸外郭新堀法面復旧工事实施設計については、令和6年8月に台風第10号による大雨の影響で法面が崩れたため、令和8年度中の施工を目途に、本年度は工事にかかる実施設計を行うものである。工法については、今年度中の当委員会でご審議いただく予定である。

資料11、小峯御鐘の台大堀切西堀復旧工事实施設計については、令和4年9月に台風第14号による大雨の影響で法面が崩れたため、令和8年度中の施工を目途に、本年度は工事にかかる実施設計を行うものである。工法については、今年度中の当委員会でご審議いただく予定である。以上である。

事務局：それでは小田原城総合管理事務所分について、（ア）工事関連事業についてご報告させていただきます。1件目として、天守北側空堀法面復旧工事である。資料12-1、工事箇所としては1の位置図、天守閣の北側に位置する空堀法面である。2 事業概要については、近年の集中豪雨等の影響による道路のアスファルト舗装の亀裂やU型側溝の破損など、来場者の通行等に支障があることから、法面崩落の進行を防ぐため、令和6年度第2回の本委員会で実施設計の内容について審議いただき、承認いただいた工法により法面復旧工事をおこなうものである。参考に、審議いただいた資料を、資料12-2として、現地の平面図及び写真を、資料12-3として工法比較一覧表を添付してある。12-2平面図中ほど青色ハッチのところは道路になっているが、この道路について図面右上に2021年4月の写真と2024年9月の写真を添付させていただいている

が、だいぶ表面にクラックが生じている状況がご覧いただけると思う。この道路法面の補強工事として、昨年度審議いただいた。12-3がその時の工法の一覧表である。A案B案C案があり、A案が吹付法砕工+ロックボルト工、B案が独立受圧板工+ロックボルト工、C案が高強度ネット工+ロックボルト工。この中でC案が一番景観、安全対策等比較した中で一番良いのではないかと提案させていただいてご承認いただいた工法である。資料12-1に戻り、3工事内容については、法面工として延長20m、面積196平方メートルである。このほか排水溝、アスファルト舗装工、転落防止策設置工とし、工期は6か月としている。4 施工方法については、法面表面に高強度ネットを張り、ロックボルトを斜面に挿入する高強度ネット工+ロックボルト工としている。この高強度ネットは地山との密着性が良く、また法面の緑化が可能な工法となる。法面上部の道路については、雨水排水対策として、路面勾配を今まで法面側だったのを天守側に勾配を変え、側溝を天守閣側へ設置し、直接法面へ流入しないよう変更する。この工法は他の法面の工法と比較検討した中で、遺構を損傷しない、観光客等に対する安全を確保、小田原城址公園の景観への影響に配慮する、こういったことに留意した工法で採用したものである。

次、2件目として、屏風岩西堀法面復旧工事実施設計である。資料13-1、委託箇所については1 地図をご覧ください。こども遊園地の南側に位置する屏風岩西堀の法面である。2 目的については、令和6年8月の台風第10号の影響により屏風岩西堀の法面が崩れたため、早期の復旧を目指し令和7年度は実施設計を行うものである。3 事業概要については、法面復旧工事実施設計業務として、設計・測量・地質調査業務として工期は7か月かかる見込みである。4 被害状況については、この法面が崩落した際の被害であるが、資料13-2の平面図と横断図をご覧ください。平面図で示した赤いハッチの場所が崩落した場所である。高さ約5m、幅約12mにわたり法面が崩落したことにより、こども遊園地内に設置してあった自動遊器具3台、両替機1台、テント一式が転落し、サクラが1本倒木した。現状としては、資料13-3現況写真をご覧ください。大型の防水シートで被覆し、被害が拡大しないよう養生してある。なお今回の法面復旧実施設計については、崩落した法面の復旧箇所に加え、令和4年9月に隣接する小峯曲輪北堀法面が崩落しており、また東側には県道73号小田原停車場線が位置していることから、崩落が発生した場合県道への大きな被害が想定されることから、部分的な工事とするものではなく、屏風岩西堀法面全体の安全対策を施すものである。この実施設計業務については、遺構を損傷しない、観光客等に対する安全を確保、小田原城址公園の景観への影響に配慮する等留意した工法を選定し、今後本委員会においてご審議いただきたいと考えている。以上で報告を終わりにする。

委員 長：ありがとうございます。ただ今の文化財課と総合管理事務所からの報告についてご意見あればお願いします。

委員：あちこちが崩れて大変なことだと思うが、全体としたときにどういう方針で保全をするのかということについて伺いたい。そういうのもっていてこういう話になっているのか。

それから、大雨が降って表流水が集中した時に弱いところが崩壊すると思うが、それを守るには確かにそこに雨水が来ないようにすればよいが、それを山側に全部集めて集水するとなると実は洪水リスクが上がる。つまりこの城郭全体で水をきちんと受け止めて、ある程度時間をかけて流していくというのがあると思う。それと史跡の保存の話が個別に議論できる話ではないと、とにかく雨が法面に行かないように集めて行って壁側に流すことにすると、むしろ小田原市街地全体の中での洪水リスクが上がっていくというのがあると思うが、その辺の全体についてもしお考えがあれば聞かせていただけないか。

委員 長：城址全体の石垣の保全について基本的な方針というのがあれば、まずそれを説明していただきたいというのと、それを排水していく、どこかに水を流していかなければいけないが、その全体的な計画の方針があればという2点だと思う。

事務局：石垣については、小田原城についてもまだ石垣カルテを作成しておらず、早急にやらなければいけないところである。なので、石垣についての方針は今のところない。

雨水の排水計画も、城址公園の全体計画は今のところない。この点については、今保存活用企画は令和3年に策定しているが、その次に整備基本計画というものを作成するように文化庁から言われているので、その中で触れていけたらというのはあるが、まだそこまで行っていないので、全体的にというのは今弱いところではある。

委員 長：排水の方向はいかがか。いま12-2の資料を拝見していると、右側の写真の玉石側のところに排水溝を1本作るということである、道路の傾斜を変えてそちらに集める。それが、その先に行ったらどこに行くのかというのが。

事務局：その先については、集水桝を設けて法面に塩ビ管を這わすような形で下の平場に持っていく形を考えていく。塩ビ管が露出すると景観上よろしくないで覆土して隠すような方向で考えている。下場には側溝がないので、浸透させるしかないのかなと思う。雨水の浸透桝とか作るに当たって、遺構の中なので文化庁と協議等が必要になるので、とりあえずこの下場は管理事務所が管理している小屋や資材置き場があるので、そこで雨水を浸透させていこうと考えている。

委員 長：12-2の資料だとどうか。

事務局：12-2の図面で説明させていただくと、赤色の所が今回の法面の工事箇所だが、その上の北側に四角い長方形の物があるが、これは作業小屋として管理事務所が使用していたり、委託業者が詰所として使っている小屋だが、ここがだいぶ面積があるので、ここで浸透させるというふうに考えている。

委員：何が気になっているかという、私ども他のところでやっていて、文化財の社会的価値を問われるときに、この委員会では史跡だから大事だとされるが、市民の方々から見てこの小田原城の城址が多面的な価値を持っているということを行うためには、雨をきちんと受け止めるグリーンダムとしても機能しているし歴史的価値もあるということを行うことをアピールする。だからあまり土木的にやっていくとどんどん下流に流れていくが、おっしゃったように中できちんと浸透させるのであれば、この史跡が歴史的にも環境的にもいい所になるというアピールになるので、やってる方は対策だろうけれど、実は大きい大事なことをやっている。

委員長：今回工事を出ているところは、道路とか線路とか公共的な部分に接する割合が多いので、やはりその辺の配慮は必要。他にいかがか。

委員：資料12-3のC案のロックボルト工だが、実際にどのくらいのロックボルトを打つのか。

事務局：中段の工法規格というのがあり、ロックボルト工としてD19の鉄筋を5m打ち込む。

委員：これは調査をされた結果か。

事務局：そうである。当然、土質調査をして、その中で検討して長さを決めた。

委員：次々とずれていくだろうが、実際に土質的構造というか、全部盛り土で水が流れたら出ていくのか、地山が合って少し接しているのか、その辺は5mで大体いけるのか。

事務局：地質調査の中で地山をある程度想定して続いているので、もう道路の表面にクラックが入ることはないかと思う。

委員長：改めて今年実施設計を行うものが多いので、よろしくお願いします。

よろしければ次の議題に移ろうと思う。

では（イ）史跡の公有地化事業についてお願いします。

事務局：次に（イ）史跡の公有地化事業である。資料14をご覧ください。

今年度は、すでに当委員会でご審議いただいた弁財天曲輪の一部、小田原市城内を公有地化するための事務を現在進めているところである。位置図のとおり、取得予定地概要だが、面積が197.09平方メートル、地目が宅地となっている。資料裏面に建物の写真がある。現在この建物が建っている。以上である。

委員：公有地化したら建物は撤去されるのか。

事務局：更地の状態で市が買い取る形になる。建物の撤去は今の持ち主にしていただい

て、その分の補償料をお支払いするという形になる。

委員：わかりました

委員長：所有されるときは更地の状態で

事務局：更地の状態で引渡という形になる。

委員長：いかがか。

では次に移りたいと思う。

それでは（ウ）その他。まずは文化財課のほうから願います。

事務局：それでは次に（ウ）その他である。まず文化財課所管分について報告する。

資料15、北側登城ルート沿いにおける遮蔽版の一部撤去についてである。

御用米曲輪北東側の土塁上の樹木については、成長による根張りによって土塁を損傷するおそれがあることから、伐採する方向で検討を進めていた。しかし隣接者である新名学園旭丘高等学校から、伐採された場合北側登城ルートから教室が丸見えになってしまい、良好な教育環境が破壊されるおそれがあることから、平成22年に伐採中止を求める要望書が提出されている。これを受けて、土塁上の樹木の伐採は管理上必要最低限に抑えつつ、良好な教育環境を保全するために北側登城ルート沿いに遮蔽版を設置することで学校側の了解を得たものである。北東土塁上の樹木については、近年、残した樹木の繁茂により、北側登城ルートから校舎を見ることはほぼできなくなっていることや、遮蔽版があることにより御用米曲輪の発掘状況等を展望俯瞰することができない等のことから、このたび47枚ある遮蔽版のうち、解説板を兼ねた9枚を除く38枚を撤去するものである。

資料15に撮影方向①②ということで写真を撮らせていただいている。両側に背が高い木があり、真ん中の背が低い木の向こう側に校舎がある。現状ほとんど校舎は視認できない状況になっているので、こちらの遮蔽版について一部の撤去をしていきたいと思っている。今年度中に撤去する予定である。なお解説板については、来場者の方や高校側からも好評をいただいているので、非常にわかりやすいというお話があるので、解説がついている遮蔽版についてはあえて残す予定でいる。

次に資料16、史跡小田原城三の丸外郭新堀土塁の樹木伐採等についてである。令和6年度は新堀土塁のうち小田原短期大学西側について樹木伐採等を行ったが、今年度は旧アジアセンター敷地内に置いて、枯損等管理上必要のある樹木の伐採等を行う予定である。

このほかに、総構、谷津地内の4か所及び新堀、城山4丁目地内の2か所について、先月開催された文化庁の文化審議会において追加指定すべきとの答申がなされている。この秋には正式に第15次の追加指定がされることとなっている。以上である。

事務局：それでは（ウ）その他 小田原城総合管理事務所分の報告を私からさせていただく。資料17、城址公園電線地中化工事をご覧ください。工事箇所については、1位置図の城址公園内の南側で赤い実線で示した箇所である。2目的については、城址公園内の景観形成の向上のほか、災害による電柱倒壊や倒木による架空電線の断線が発生するリスクを低減させるため、公園内の電線地中化工事を行っているものである。3実施状況につきましては、これまで令和3年度に基本設計業務、令和4年度に詳細設計業務、令和5年度に南側工区の電線を地中化するための管路の埋設、令和6年度に高圧受変電設備設置及び電力線の通線、各施設への切替工事を実施してきた。4令和7年度工事内容について、通信線ケーブル、これは電話線の通線、及び路面復旧工及び街路灯2基を更新するものである。この工事の完了後、電力会社及び通信会社を通じ電線、電柱の撤去を行い、南側の工区の地中化が完了する予定である。5今後の予定については、地図の黒い点線で示した箇所を後期計画北側工区として、令和8年度から令和11年度までの期間で電線を地中化する予定である。

次に、城址公園内の街路灯LED化工事である。資料18をご覧ください。令和7年度に実施する箇所については赤い丸で示した箇所である。2目的としては、城址公園内に設置されている街路灯については、今後生産中止となる白熱球を使用しているため、省電力化を図るとともに、LED街路灯へ更新工事を行うものである。3実施状況については、三の丸小学校の北側に位置する二重丸で示した箇所で、令和5年度に3基、令和6年度に3基の街路灯のLED化を実施したものである。7年度の工事内容については先ほど申し上げた二の丸広場内の忍者館周辺の街路灯を8基LED化するものである。デザインとしては、メーカーの既製品となるがちょうちんを基調としたデザインとしている。資料のイメージ図をご覧ください。5今後の工事箇所としては、黒い四角で示した市道0003お堀端通り沿いの街路灯を14基LED化更新工事する予定である。以上で小田原城総合管理事務所の説明を終わりにする。

委員長：今の報告について質問、意見あったらお願いします。

委員：資料18だが、イメージ図としてあるのは、令和5年からの全ての物がこの既製品を使っているという理解でよろしいか。

事務局：令和5年度と6年度に設置した街路灯については、太陽光発電を利用した者で、このイメージ図とは全く違うようなデザインである。

委員：何を申し上げたいかと言うと、少しずつ整備ということになると、街路灯もそのほかのファニチャー類も揃えていかないとバラバラになってしまうので、そのようなプランがあるのかどうか。当然メーカーの既製品を使うということからある程度の制約はあるが、トータルなデザインを検討されているのかどうか。

事務局：トータルのデザインとしてこれだというのは無いが、メーカーの既製品の中心

でちょうちんをイメージした物になる。令和2年度くらいに LED 化した街路灯があって、メーカーのほうもデザインを若干変えてしまって、全く同じ物が何十年も使えるわけではないので、どうしても若干似たようなものでやっていくしかないのかなと。

委員：申し上げた趣旨としては、お堀端通りだとするとお堀端通りとしてのデザインがあるだろうし、二の丸広場としてまた別のものがあるだろうし、既製品を一個一個どうするではなくてその場所でどういったものを使っていくのか、関係ない新しいものを作るのではなくそこに統制がとれているか。他に柵があったり階段設備があったりすると思うが、そういうものをバランス取らないとちぐはぐになってしまうところがあるので、そこをぜひ、整理をもう少ししてある程度整える努力をしてほしい。

委員長：すごく大事なことだと思う。ぜひ記録していただいて。今話題になっている今年更新されようとしている忍者館周辺もそうだが、お堀端の部分というのは2年なり3年なり空いているので、これがつながっていて全く違うデザインになると都市景観的にも問題が出てくると思う。

事務局：当然お堀端通りのこちら側の街路灯もちょうちんのデザインになっていて、反対側の我々が管理する街路灯は四角い白熱灯の街路灯になっている。そこで、お堀側の街路灯については LED 化の中でどうしてもメーカーの既製品のほうが安価なので、ちょうちんに似たものでとなるとどうしてもちぐはぐになってしまう。

委員：なにか統一的なものを作り続けるということではなくて、照明や柵など、その場所に関するものを全体としてトータルな検討をしなければいけないと申し上げている。整備時期によって多少変わるの仕方がないと思うが、街路灯だけで考えるのはやめてくださいということである。

委員長：逆にこの部分を、市の中の他の部署と連携することはないのか。

事務局：お堀端などは、商店街があり、あと議員なども「お堀端でぼんぼりみたいな形を付けて」という、なかなか色々な注文も来たりして、私が商業にいたころからそういう話があるが、今言ったように既製品を使うとか、今木製の柵を作ってやっていくのもあるので、それに沿うような形のものとして既製品のどれが合うかということを考えながら作るということは考えている。ただ、連携ということになった時に、お堀端などは「ちょうちん祭りでメインになる通りだということがあるのでちょうちん」とか、「桜の時期はぼんぼりみたいなものがあるといい」という声もあるので、そういったところをうまく調和というか勘案しながらやっていくと私どもは思っている。

委員長：ちょっと趣旨がずれてしまったが、例えばこうした通りだと、歩道の舗装の材料であるとか、手すりであるとか、それと照明がどう合っているのか、全体の

ある程度景観的なイメージが合って選んだ方がいいというお話だったと思う。そうすると例えば、照明は管理事務所が担当されるけど、手すりはそうではなくて市の営繕が担当することが出てくるかもしれない。そういう場合に城址全体の周辺のところ、そうしたデザインの調整とかルールとかは小田原市で決めていたりするのか。

事務局：色は茶色的なものを使ってくれとか、そういうことは決まっている。照明についてどうというのは私のほうでは聞いていない。色は気を付けてくださいというのはある。看板とかも色はそれを使い、派手なのは使えないので、かまぼこ通りに行ったところもあったが、茶色メインでと聞いていたのでそれでやっていただいた、そういうルールはあったと思う。

委員長：どちらかというと景観行政的なルールがありそうな気はするが、少し蓄積をされて、せつかく歴まちでの整備もされているし、もう少し横断的に情報共有をされると色々な点で揃っていくと、私も思う。

事務局：以前都市部にいた。そこで歴史的まちづくりをやっていた。この区域は小田原城を中心とした景観計画の重点区域であり、小田原城管理事務所は色の話をされていて、小田原城の瓦は白と黒で、お堀端通りは基本的には白を基調として、小田原城周辺はだいたいそういう形になっている。照明の形だだいたい道水路整備課で取り扱っていて、景観係のほうに重点区域だからと相談をされる。必ず法にかかるわけではないが、行政のやることなのでそういう相談をしながらやっている。

委員長：わかった。今回は内側という状況だが、できれば今後も継続的にお願いしたい。他に何かあるか。

事務局：小田原城総合管理事務所の令和7年度事業でひとつ、樹木の植栽管理について説明させていただく。資料6にお戻りください。令和7年度は倒木を含む危険木や枯れ枝を含む樹木や落枝等の可能性のある樹木について、整枝剪定や伐採作業を行う予定である。資料6の下段の表1短期実施計画表、令和7年度の欄をご覧ください。位置図は上段の位置図だが、青地が剪定、赤字が伐採と表記してある。まず（1）本丸の①マツ群の整枝剪定と、①本丸の北側斜面マツ4本、②本丸北側クスノキ4本、③南西部のクスノキの伐採を予定している。次に（2）二の丸⑥小田原城歴史見聞館西側のイヌマキの整枝剪定を予定している。次に（3）お茶壺曲輪②お茶壺橋北側のマツ群の整枝剪定を予定している。次に（8）北入口のエノキの整枝剪定を予定している。こちらについては、位置図の一番左に②と書いてあるが、これはもう少し位置図の真ん中に位置しており、少しずれてしまった。星2つのさらに上ということで、北入口から入る右側にある。次に（9）小峯曲輪③ウメやサクラ並木整枝剪定と①老木化のサクラ3本の伐採を予定している。こちらサクラ3本伐採とあるが、基本的には

サクラは剪定強剪定含めてなるべく切らない管理をしている。こちらは令和6年と7年に台風の強風により倒木があり、その際に緊急で調査を行った範囲の中で、こちら3本を今回危険防止ということで伐採を急遽行うものである。

令和7年度については以上であるが、参考までに下段に令和8年、9年の予定が書いてある。こちらは今後予算要望を行うものであるが、簡単に説明させていただく。(1)本丸南西部一帯のクスノキ群の剪定や伐採を予定している。

(2)二の丸歴史見聞館南側園路の桜並木剪定や、北堀沿いマツや東堀横のクス、学橋際横のヒマラヤスギやマツの伐採を予定している。ヒマラヤスギについては、当初7年度を予定していたが、先送りする予定である。簡単ではあるが、以上である。

委員長：今の追加の説明も含めて、その他の部分いかがか。

委員：追加の指定とか非常に頑張っているし、公有地化も街中で広いとは言えないエリアを虫食い状態のように点在して買って行く中で、今後どのような活用をしていくのか。わかる範囲で教えていただきたい。

事務局：今回買う所は城内地区で、小田原駅に近く地価が高いところである。その中で徐々に買わせていただいて虫食い状態になっている。今はなるべく広いところに関しては市民の方が親しめる公園的な広場として芝生などを植えるなどして開放している。それからそこがどのような場所かわかる説明板を置いたりしている。ただ、広い所はそういうことができるが、家1軒分で奥まったような所とかはそういうことができないので、ロープを張って入らないような形にしている。今は雑草が生えたりしてしまって、なかなかうまく活用ができていないところである。文化庁からは小田原城跡の二の丸の堀や弁財天曲輪といったことがわかるような第一次整備を考えてくださいというお言葉をいただいている。ただ、現在御用米曲輪を整備しているので、まずはそちらに注力する。他の所に注力したいが、崩れるところが多かったりしてなかなかこちらのほうまで回っていないのが現状である。今ここは表面管理ということで小田原城総合管理事務所に手入れのほうはしていただいて、学校終わりになると子供たちが遊んだりしている場所にはなっている。以上である。

神奈川県：神奈川県である。実は、追加指定のことを県の審議会に話しているが、審議会の委員の先生方からも、こういう整備は大事だという質問は良く受ける。ただここ数年法面の崩落などに力を注いでいるという話はしているが、昨年度国の会計検査で、川崎の橘官衙、茅ヶ崎の下寺尾官衙遺跡、こちらの公有地化の会計実地検査があり、そこで看板が立ってない、草ぼうぼうでどういう手入れをしているのだという指摘があった。ここ数年、国の会計検査が厳しくなっている。なので、いつ当たっても良いように、草刈りとかだけでもいいので草ぼうぼうは控えていただいて、整備を進めていただければと思う。以上である。

事務局：確かに県のおっしゃるとおりであるが、なにせ30万平米あり、観光客に見せるところは手入れが行き届くが、なかなか公有地化したけれど見せられない所まで手が届かないところである。何年か前に会計検査があったときも、ここが国指定史跡とわかるような看板を簡単でもいいので出してわかるようにしてくださいと言われているので、そういうものを付けて市民に周知していければと思う。なにせ広いもので、箇所が多いもので、手が届かないのが実情である。以上である。

委員長：ぜひ頑張ってほしい。他にあるか。

委員：資料17の地中化工事で景観が良くなるが、これは結構規模が大きいのが、前期計画というのは今年度中で図示している紫色のラインということか。これは掘削は新規か。

事務局：新規である。

委員：これを見ると、石垣とか遺構の上を紫の線が通っているようにも思えるが、実際はこれは埋蔵文化財というか史跡内の遺構との関係はどういう風にされているか。

事務局：管路を埋設する所については試掘を行い、遺構が無い所、もしくは遺構があったとしても掘らずに管路が露出しないように土を盛ったりしており、基本的には遺構を損傷しないということで管を埋設している。後期計画の令和8年度から11年度の個所についても同様な形で地中の管路を埋設していく。

委員：ちなみにこの場所は底からだいたい60cmくらいか。

事務局：50から60cm。1mも2mも掘らない。

委員：50～60cmというのは小田原城の遺構面とかには近づかないか。

事務局：試掘した結果で電線地中化しているが、新しく掘削があるところに関しては試掘調査した際に近代の盛り土だったりして近世の遺構に当たらないようにということで、近世の遺構面が試掘で確認されたところでも保護層を設ける形で管路を設置する形で設計をお願いしているので、近世の小田原城について遺構が損傷するということはない。

委員：わかった。まだまだ結構長いだろうが、どこかでまた近世の小田原城をしっかりと調査していただければと思う。

委員長：他はよろしいか。資料15（遮蔽版撤去）について、撤去するということに関しては高校とは同意が得られているか。

事務局：これからである。

委員長：わかった。もしよろしければ次に移りたいと思う。

では報告事項のウ、御用米曲輪の整備事業について報告をお願いします。

事務局：それでは御用米曲輪の整備事業について私の方から説明する。御用米曲輪については平成22年度から史跡整備事業として着手し、現在も整備している事業

になる。御用米曲輪は小田原城址公園内の北側に位置し、幕末には蔵が平場に3棟、北東土塁上に3棟あったことが絵図等でわかっている場所である。平成22年度から27年度までは発掘調査を行い、御用米曲輪の平場南側で戦国期の庭園等の遺構が確認されている。また、令和5年度から発掘調査を再開している。資料19-1については、令和6年度に行った現地説明会の資料になる。令和6年度の発掘調査では、寛永10年（1633年）の大地震の影響と考えられる地割れ等が見つかっている。また、江戸時代の井戸や礎石建物跡、戦国時代の切石敷遺構、かわらけ廃棄土坑などが見つかっている。次に資料19-2をご覧ください。御用米曲輪における令和7年度事業についてである。令和4年度に設置した御用米曲輪戦国期整備検討部会を3回程度開催する予定である。また発掘調査も引き続き行うこととしている。資料2枚目をご覧ください。今年度行う発掘調査の場所を示した図である。令和6年度に行った第9次調査の西側に調査区を設定して、第10次発掘調査として遺構の確認を行っている。図面では太枠で囲われた箇所になる。1枚目にお戻りください。今後のスケジュールであるが、令和9年度に基本設計、令和10年度に実施設計、令和11年度から14年度にかけて整備を行い、令和14年度に整備を終える予定である。資料19-3をご覧ください。御用米曲輪の整備事業の経緯である。先ほども申し上げたが、御用米曲輪は平成22年度から整備事業に着手している。平成22年度当時は、本丸二の丸と同様に近世末期の城郭の姿を復元する方針で整備を始めたが、発掘調査により戦国期の庭園跡などが見つかったことから、平成30年度に策定した御用米曲輪戦国期から江戸期整備基本設計では、御用米曲輪の南側の平場を戦国期に、平場北側を江戸期として整備する方針となった。その基本方針は資料19-3の右側にある5つの基本方針になる。A.史跡小田原城跡場内で、戦国時代の北条氏の館や庭園という中枢部の遺構が一定範囲で確認された曲輪であることを踏まえ、戦国時代と江戸時代の遺構をともに保存整備し歴史の重層性を表す。B.戦国時代の整備は、居館として利用された時代の遺構で最も特徴的な庭園跡を整備公開することを第一目的とする。C.江戸時代の整備は、御用米曲輪の機能を表す米蔵跡及び、小田原城跡では現在唯一の江戸時代にさかのぼる工作物である瓦積塀の整備を行うとともに、土塁等城郭として重要な以降の保存整備を行う。D.戦国時代の居館や江戸時代の曲輪の姿を体感でき、当時の様子をわかりやすく示せるような整備手法と解説方法を検討する。E.小田原城跡内でも広さのある平場（広場）であることを踏まえ、整備された遺構の見学のみではなく、多様な史跡小田原城跡の活用が可能な場となるよう配慮する。この基本方針を踏まえ、今まで北西土塁、北東土塁及び北東土塁上の3棟の蔵跡の復元的整備を行った。また、小田原城跡では現在唯一の江戸時代にさかのぼる工作物である瓦積塀は、FRPにより発掘調査時の姿

を複製し復元的整備を行っている。平場の整備については、戦国期の整備範囲について遺構の解釈が確定していないことから、改めて整備の進め方を検討することになり、令和4年度に史跡小田原城跡調査整備委員会のもとに、御用米曲輪戦国期整備検討部会を設置して議論をしている。その中で、戦国期の空間構成を明らかにする必要があるとの意見が出され、令和5年度から御用米曲輪平場の北側で追加の発掘調査を実施している。令和5年度の発掘調査で戦国期の石組水路が見つかったことから、御用米曲輪戦後期整備検討部会から御用米曲輪の平場全体を戦国期で整備するのはどうかという案が提案されたことから、本委員会でも令和6年度に審議していただいたが、北側の発掘調査を進めることで結論は保留となっている。2枚目をご覧ください。現在、御用米曲輪戦国期整備検討部会で南側の戦国期として整備することが決まっている範囲について、点線で示された範囲内だが、具体的な整備手法の検討や建物の工法構成について議論している。また、戦国期の空間構成を明らかにするため引き続き北側で発掘調査を進めている状況である。小田原城内の史跡整備ということで進めている御用米曲輪の説明をさせていただいた。以上である。

委員長：では、御用米曲輪について質問、意見等あればお願いします。

委員：先ほどの資料15とも関連するが、今年も発掘調査を進められると思うが、ぜひ発掘調査の見える化ということで、今どういうことをやっているのかを逐次、説明板の近辺にわかる看板というか表示をしていただくと、通った方にこういうことをやっているというのがわかるようになると思うので、ぜひそういった調査の見える化をやっていただきたい。

事務局：発掘の担当者と話をして検討して、そのような方向で何かしらわかるものを設置するようにする。

委員：確認であるが、平成30年度の基本設計は御用米曲輪に関する整備の基本方針ということか。

事務局：基本設計なので、御用米曲輪をどのように整備するかの基本設計の方針である。

委員：その後調査を進めていく中でいろいろと新しいデータが出てきて今のような状態になっていると思うが、何が課題としてあるのか。

委員：この委員会そのものは、江戸時代後期の小田原城をはっきりさせるということでスタートして、掘っていたら御用米曲輪から戦国のものがたくさん出てきた。もし江戸時代の姿で見せるとなると、それは埋めて近世の姿に復元するとなってしまうので、そうではなく戦国のこれだけのものが出れば多くの市民の方も見たいでしょうということで、平成30年度に基本設計をいろいろ議論してこのような結果になった。私は戦国をやっている人間としても、やはりこれだけのものが出てきたら見せたいということからスタートしたと思う。

事務局：課題というところだが、いま委員からお話のあったように平成30年に御用

米曲輪の曲輪を北側は江戸期、南側は戦国期ということで整備をすると決めている。だがその後、戦国期の整備の方法がよくわからないということで部会を作った。それが御用米曲輪戦国期整備検討部会である。そこで議論していく中で、やはり御用米曲輪の平場全体を戦国期で整備したほうが良いという意見が出された。それで1回、そういう意見があるということを当委員会に報告させていただいたが、まだ北側で重要な遺構が見つかったというわけではなく、まだわからない状況でそういう提案をするのは早いのではないかとということで、まずは北側の発掘調査を進めて、その結果をみて議論することになった。現在、御用米曲輪戦国期整備検討部会においても、北側の発掘状況を見たとえ、最終的な整備方針を取りまとめることにしており、現在も発掘調査の状況を見ながら議論を続けている状況である。

委員：今の説明はよくわかったが、③令和4年度戦国期整備検討部会の設置というところを見た限りでは、基本的には今、北のほうの実態を見てからというペンディング状態であると思うが、全体を戦国期で整備するようなイメージを描きながら調査をされているということでしょうか。

事務局：現在、発掘調査については、空間構成を把握するのが目的であるので、あくまでどのようなものがそこにあるのかを確認する調査ということで行っている。

委員：昨年度の調査も拝見させていただいたが、かなり南側との連続性があることがより良くわかってきて、今年も調査されるということで非常に感心しているが、すでに北側の昨年度までの状況でも相当重要な遺構が出ていると私は認識しているので、今年も連続でいくということであれば、最終的には戦国期で全部整備されるということを検討されているのかと、いま感じていた次第である。

事務局：部会の先生の意見を頂きながらやっている。部会の先生方の中では、全部戦国期でどうかという意見があるので、そういう意見を頂きながら、私たちとしてもまずは空間構成を確認している中で、戦国期の遺構が出ているという状況である。

事務局：誤解のないように申し上げますと、戦国期を目指すための調査のようで、ただ近世の遺構を飛ばしていいということにはならないので、当然そこは近世の遺構は残しながらやっている。当然目標があつての発掘調査なので、江戸期の遺構をかわしながら、そこは工夫しながら調査を進めている。実際には今回も近世の大きな瓦だまりも出てきていて、それもまた飛ばすわけにはいかないのです。そういう所は避けながら、とはいえ上手に掘れば全体の姿が出てくるのかなと思う。

委員：戦国期の非常に重要な成果が出ていて、聞いていて喜ばしいところだが、近世の御用米曲輪としての保存というのも幕藩体制の非常に重要な現時点での証拠物なので、戦国の素晴らしい成果を見せるのは重要だが、そのために近世のほ

うの曲輪の機能と権力体制の現時点で残されたものが破壊されてはおかしいと思う。現在は部会が戦国期の部会だけで近世についてはそういうものがされないで声が小さいが、そこは非常に重要な部分なので、ぜひこの委員会でも保存に配慮して議論を進めていただきたい。

事務局：近世の遺構については、史跡であるので破壊することはせず、残して調査を進めている。また、小田原城は中世と近世と重層的な史跡であるので、両方とも大事だとは思っているので、両方とも市民の方にわかるような形にはしたいと思っている。

委員：幕府の供付米が保管された蔵が設置されているのはどこにでもあるというものではないので、譜代大名の主なところに設置されているということで、近世小田原藩の非常に重要な属性であると思うので、そこをぜひ尊重してほしいと思う。

事務局：ご意見ありがとうございます。

委員長：資料19-2のところで、真ん中がきれいに2列白くなっているところに近世の蔵跡が出ている。

事務局：委員長がおっしゃるとおり、真ん中のところに8次調査1区と書いてある空白になっているところがあるが、こちらのほうは近世の蔵が2棟出ているところであるので、そこは手を付けていない。それよりも右下のほうに遺構に囲まれて遺構の図面がない所についても、蔵1棟出ているところは掘り進めていない。

委員：資料19-3の2ページ目の説明、メリットといういことで「連続性が想定できる範囲を復元整備することが、遺構のみの表現と比較して」ということは、遺構のみを表現する整備のしかたが想定されていて、それよりも連続性のある範囲を整備することがメリットと書いてあるように読めるが、これは当然のことである。

事務局：当然なことかもしれないが、まずはゼロベースで考えていくということで案を示して部会の先生方に議論していただくということでそういう風にしてある。これは当時は案の1つとして出した資料の一部である。

委員：遺構のみを復元するとはどういうことか。

事務局：この時は、発掘調査で出た遺構だけを表現するような議論もあった。例えば礎石建物跡だったら礎石が抜き取られた穴だけのところがあるが、礎石をどこまで復元するかも議論になっていて、発掘調査した状態のまま見せるのか、それともある程度復元して、見に来て下さった市民の方にわかりやすくするにはどうすればよいかという議論をしていた。

委員長：石だけを、発掘したそのままを見せるのか、それとも建物跡が想定されるというラインを補足的に示してそれをプラスしてお見せするのか。普通それだと思

うが。連続性が想定できる範囲をとというのはそういう方法だと思う。

事務局：石組水路とか、続いていて途中抜けているところがあるが、当然一部抜けていてもつながるだろうというところは復元的整備をすとか、連続性というのはそういうところである。

委員長：いずれにしても今年度も発掘調査を続けるということか。

事務局：はい。今回は現場のほうを見ていただく時間が無くて申し訳ないが、次回は皆さんに見ていただいご意見いただければと思うので、どうぞよろしくお願ひします。

委員長：ありがとうございます。では（２）その他ということではいかがか。

（特になし）

本日の議題はすべて終了した。なにか全体をとおしてご意見あれば。

委員：戦国期にも、普請場所という導水部分があるので、大雨が降ったら翌朝、割れてないか必ず見に行けといわれているので、戦国期というと心配している。

事務局：大雨とか台風が直撃した時は、それが過ぎ去った後職員の安全が確保されたときに、小田原城総合管理事務所と文化財課の職員で手分けして確認するようにしている。

委員長：他になければ、本日の議題はすべて終了した。では次回の日程についてお願ひします。

事務局：第2回会議の日程であるが、今のところ10月下旬から11月頃を予定している。また出席可能な状況を照会したいと思っているので、案が決まり次第後ほど連絡させていただきたいと思う。どうぞよろしくお願ひいたします。

長時間本日の会議ありがとうございました。またお暑い中お集まりいただきましてありがとうございました。また次回議論していただくことがあるので、その時はよろしくお願ひします。本日はどうもありがとうございました。

以上